

秩父地域ショートムービー制作業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案募集後、委託者は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

秩父地域ショートムービー制作業務

2 目的

本業務は、地域住民自らが自然遺産や文化遺産と暮らしとの関わりをテーマとしたショートムービーを企画・制作することを通じて、地域の自然遺産等の価値を再認識するとともに、観光で訪れた来訪者等の認知・理解を促進することを目的とする。

成果品は、埼玉県立自然の博物館の他、秩父地域内の観光関連施設のホームページや SNS 等において放映する。

3 委託期間

契約締結日から令和4年1月20日まで

4 履行場所

秩父1市4町内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

5 納入場所

埼玉県立自然の博物館（埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 1417-1）

6 委託業務の内容

秩父地域の暮らしの中に息づく自然遺産や文化遺産をテーマとした啓発ムービーを制作する。

ムービーの制作にあたっては、以下の条件を満たすこと。

- ①秩父地域の各市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）をロケ地先として漏れなく登場させること。
- ②地域住民の秩父地域の自然遺産等の価値の再認識及び来訪者等の認知・理解促進につながるよう、工夫を凝らした構成とすること。
- ③ロケ地候補先とそれぞれの発信すべき内容やメッセージ及び撮影体制等を提案すること。

④過去の企画・運営実績等を踏まえ、長期的な活用が見込めるようなショートムービーの構成・内容とすること。

(1) 制作物

ア 本編：1本

(ア) 収録内容：仕様書及び委託者の指示による

(イ) 収録時間：10分程度

イ 短編：1本

※本編を2～3分程度の長さに編集したもの。収録箇所については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

(ア) 収録内容：仕様書及び委託者の指示による

(イ) 収録時間：2～3分程度

ウ インタビュー映像：1本

※本編制作に係る出演者の対話シーンについてのみ、未編集の撮影素材の生データを納品すること。

エ 解像度

画素数 4000×2000 前後（4K映像前後）

オ 成果品

以下を成果品として納品すること。

(ア) mp4 データ（白完パケ、完パケ）を保存した DVD 2枚

(イ) Blu-Ray（完パケ）5枚

(ウ) DVD（完パケ）5枚

(2) 履行内容

ア 打ち合わせ、現地での撮影、音楽等素材取得、編集、データ管理・格納など映像の完成に至る一連の作業とする。

イ 受託者との協議により台本の内容を決定する。受託者は必要に応じてコンテ等を作成する。

ウ 委託者立ち会いのもと、ロケハン（撮影前の現地確認）を2回実施する。

エ 撮影は予備日含め3日程度で行うものとし、全て秩父地域内で行うものとする。

オ 撮影時期は、令和3年10月～12月頃を予定する。

カ 契約期間中、委託者との打ち合わせを3回程度実施する。

(3) 映像内容等

ア 主演1名(20~30代女性を想定)、助演2名(主演の同行者役)、その他出演者については、委託者が関係者を通じてキャスティングを行うため、委託者と受託者との協議の上決定する。受託者が所有する写真・イラスト等を使用する際、あらかじめ受託者と協議するものとする。

イ 出演者に対する謝金や交通費の支払いは委託者が行うため、本業務の見積りの対象外とする。

ウ 出演者の衣装手配、メイク等は不要とする。

エ 撮影のための車両(撮影スタッフ・機材等)は受託者が手配する。

その他必要な車両については委託者が手配する。

オ 美術制作等は不要とする。

7 審査基準

審査項目	審査内容
基本方針	業務の基本方針と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか
秩父地域の魅力の再認識	地域住民に暮らしや文化の背景にある自然遺産の再認識を促す内容になっているか
秩父地域の認知・理解促進	新たな視点や魅力が提示され、来訪者等の認知・理解促進につながる内容になっているか
長期的な活用を見据えた構成・内容	過去の企画・運営実績等を踏まえ、長期的な活用が見込めるようなショートムービーの構成・内容になっているか
業務の監理体制・制作体制	責任者、役割分担等が具体的に示され、委託者の要請に応じて即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行すると認められるか
	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか
国、地方自治体等に関する実績	国、地方自治体等に関する本業務と同等の企画・運営の実績はあるか
見積金額	事業に必要な経費が、効果的、効率的な実施に配慮した形で計上されているか

8 権利等

(1) 制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著

作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）を当該著作物の引き渡し時に委託者に譲渡する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、該当写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。また、著作権人格権はこれを行使しないこととする。

- (2) 委託者は、制作物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は制作物が著作物に該当しない場合は、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 委託者は、教育普及や観光誘致等を目的として、成果物を活用する。

9 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する委託者の会計年度の翌年度から 5 年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。
- (3) 個人情報保護
受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 73 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業

務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

委託者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。